

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係4　返還交渉前史（対米・対内）( I )

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43709">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43709</a>

北米第一課	
大分類	C16:対北米地域外交
中分類	001:北米政務
小分類	004:日米関係
標準行政文書ファイル名	001:沖縄・小笠原関連
取扱区分	極秘
作成時期	1967/05/17
ファイル期間 終了年月日	
保存期間	5年
ファイル管理番号	F0600-2008-00029

返還交渉前史（対米・対内）（1）

# 沖縄関係 4

移管ラベル添付箇所

移管番号 756

外務省北米局北米第一課

527

110 (P8)

**注 意**

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。(292)

**電 信 写**

大政事外官 務通房 次次臣官審審長	總番号(TA) 25999 (2の1)	主 管
	67年7月2日 01時00分 ソウル 発着	ア北
	67年7月2日 02時19分 本省 着	
外務大臣 殿 木村(大使) 臨時代理大使 総領事 代理		

總理訪韓(佐藤、ハンフリー会談)

第885号 暫 大至急

往復第883号に關し

佐藤總理は予定通り本日午後本使ビルにてハンフリー副大統領と会談されたところ、会談内容の要旨以下の通り。なお実質的会談は通訳時間を含め約1時間10分、また同席者は米側 NEWMAN 在韓臨時代理大使、VANZYK 及び RIELLY 両副大統領補佐官、日本側本使、森外務審議官(通訳米側)→ WICKEL 在日大使特別補佐、日本側島内調査官。なお最初副大統領には今次訪韓使節団のメンバーたる THURMOND 及び HARRIS 両上院議員、MATSUMAGA 下院議員、PORTER 駐韓大使、SE SINGNATE も同行したが実質

外務省

**注 意**

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

的会談に入りました(筆者註)。

1. まず、總理より先づグラスボロ会談に対する説明を求めたのに對し副大統領はジョンソン大統領が会談直前自らディクトナリで作成せしめたノートを携行しているとして右ノートを取り出し大要以下の通り説明した。「米ノ回会談はかなりリラックスした空氣で行なわれ(もつともコ首相はソ連側立場につき何等譲歩するとはなかったが)ニ川に對し米ノ回会談でのコの態度はより INFLEXIBLE で、ソノ回会談後コはモスクワより強硬ラインを維持するよう特に訓令を受けたと見らるる節がある。しかし会談は相互理解の見地から有意義であつたと思ふ。主要トピックは中東問題でゲエトナム、核拡散防止条約、ミサイル配置(DEPLOYMENT)制限問題及び米諸国(特にヴァネズエラ、コロンビア)におけるキューバの破壊活動

- 2 -

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

であつた。

(1) 中東問題討議は感情的になることをなく MUTUAL RESPECT のうえに進んだがコは 国連での強硬ラインから一歩も退かないよう訓令されていました。ジョンソンより 5 原則による解決を促したのに對し正面より RESPOND することなくいかなる討議も イスラエルの即時撤退が前提条件であるとの立場を固執するのみで結局中東問題については何等の MEETING OF MINDS を達せられなかつた。

(2) ヴィエトナム、米側は北越の侵略が止むまであくまでヴィエトナムに止まるとの決意を擁護したが他方 MUTUAL DEESCALATION と和平交渉への道を開いておりこのためソ連がハノイに対する影響力を行使欲しいと述べた。しかしコスイキンは北爆停止と米軍の撤退要求に終始した。

-3-

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

(3) 核拡散防止条約、外相レベルで双方の 条約草案につき詰めた上で草案を ENDC に 提出することに合意を見た。

(4) ミサイル 配備制限問題、米側としては 攻撃用及び防衛用ミサイルの配備の制限につきその TIME AND PLACE をソ連側より示唆するよう提案しているがすでに 3ヶ月もソ連側よりの回答待ちであるので「グラスボ」で回答を督促したがコスイキンはこの問題につき回答する权限を持っていかなかつたようである。

(5) キーナンテナンアメリカ破壊活動、コロンビア、ベネズエラ等におけるキューバの破壊活動に関するジョンソン大統領は極めて強硬にこの中止につきソ連側が何等かの説得をするよう求めた。これについてコスイキンはその場では何等返事をしなかつたが米側ではその後キューバに赴いたコスイキンがカストロとの

-4-

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

会談において二の問題を探り上げたとの情報を得ている。グラスボロ会談は以上の通りであるが内容はともかく冷嘲諷刺的対話が行なわれたことがよかつた。ハリマン元駐ソ大使はキヨソロビア人は交渉の場合<sup>ス</sup>ノ日目は礼儀正しく(COURTEOUS) 2日目は硬化し(TOUGH) 3日目<sup>ス</sup>ではじめてディールして脆い姿勢となる(MAY MAKE DEAL)もので気長にようねば<sup>ス</sup>ようぬか<sup>ス</sup>グラスボロでは2日目しか序がつたと冗談を云っていた。

又、以上に対し總理はコスイキンの今次訪米の眞意は国連においてその味方を増やさせよとめであつたが米國と詰合うためであつたのが今一つ解せないものがあるがと實向されたところ、副大統領は米側の見解としてソ連が援助してきたアラブとエリヤカ・イスラエルに完敗を喫したことにソ連としては多大のショックを蒙け、またこのため

-5-

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

アラブ<sup>ス</sup>ソ連に失望を抱き(DISENCHANTED)はじめたため<sup>ス</sup>だと思われる。ソ連は国連においてアラブ諸国自身よりもアラブ的にふるまい若干のアラブ国よりもより非妥協的である。コスイキンとしてはジョンソンが国連に出てエマソ連側と論争<sup>ス</sup>かくて中東問題に関するソ連側のイニシアチブを示したかったのでグラスボロ会談のようものは希望していなかつたであろう。これに対するジョンソンはコスイキンの国連での挑戦に辛抱強くなれ(国連に出席しないとの決定はジョンソン自身が行はつた)コスイキンが中立的立場での会談に応ずるようになるのを待つていたのである。ただコスイキンは今次国連出席を通じてアラブの立場を弁しましたそれにより米國とアラブとの間に楔を打ち込むことである程度の奏功をおさめたといえよう。

-6-

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

3. 総理より、中東問題は解決にはほど遠く  
例えは武器援助抑止の問題等が残つていて。  
しかし中東の戦火が一応静止されたことは  
成功と見えて、他のベトナム戦争から日本  
米、キューバ関係のような係争についても二  
のうちグラスボロ精神が及ぼしたもので  
ある。ラガニエリソ連の意見はおそらくプロパ  
ガンダにあるとの見方に同意すると述べた  
所以後、近く三木大臣から日ソ定期協議のため  
訪ソするのでグラスボロ会談以後のソ連  
の態度等について充分對詮せしめたいと思  
う。3月23日、米側よりも何等かサジエ  
ションがあれば示してもうと述べた。

4. ニルに対する副大統領は考えておきたい  
と述べた後、緊急な問題として中東問題に關  
する国連決議につき日本側の協力を求める  
旨發言あり（なお会談の最後にも再度）

-7-

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

ニルを繰返えしあつた) 本件については  
往電文883号御報告の通り。  
5. 総理よりベトナムの政局不安につき  
若干懸念しているかとに角現地情勢につき  
認識を深めすべくこの秋の大統領選挙後に  
ベトナムを訪問するつもりである。目下の  
ところキー首相以外では勝負がないと思う  
かと述べた。副大統領は本日訪韓中のケウ  
国家指導委員会事務総長と会見したが自分  
は同事務総長に対し米国が最も重視して  
いるのは誰か選挙に勝つかではなく選挙が  
如何に公正にかつ充実なCIVILIAN PARTICI-  
PATIONのもとに行なわれ、またどの程度  
CIVILIANの政府への参加が実現するかで  
あると強調しておりと述べた。

6. 副大統領より特にジョンソン大統領より  
の伝言としてケネディ・ラウンドに関する特に  
食糧援助問題について次の要點に協力され

-8-

外務省

### 注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
  2. 本電の主管変更その他については検閲班連絡ありたい。

た總理に感謝したいと述べ米國からの問題について強調を態度をとらざるを得ない。日本の場合は數十億ドルの金を米國だけで負担する二とは米國の POLITICAL CLIMATE から非常に困難であり、また実際に世界の食糧不足が深刻化していく。事情によるものであると説明し、統計で示すがワタ経済便箇国は米側に多大の虧損を負っており timely AND EFFICIENT で済むもので日本間の貿易極大に大きな効果を期待できるものと信じると述べた。更に日本がヘーネにおいて示したインドネシア援助の如くアジアにおける積極的役割を演じて、二とは多額の軍事費と戻税率に対する援助をコットレーの米國にて非常にアブリエイトして、今後も日本がアジアその他の地域において経済及び社会開発のため積極的役割を果すことを期待する。このことについて

外務

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
  2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

は来るべき終理訪米に際し、ジョンソン大統領より直接詳細に話をめぐらす所とする旨述べた。

6、総理は、ヤネディラウンドについてもそのスタートにおいて日米間の意思疎通をもつと見ておけば、より円滑にまとまつたと思つと述べられ、また辛川がワク便節回りについては帰朝の上は自分もその成果につき報酬を受けたく、またその成果のプローフアップに充分努力した旨述べられた。

9、更に総理より説明に當つては米國首脳  
との会談時に備えケネディ・ラウンジの二ヶ所  
に ラスモス 章前に兩国内務省専局の間で  
よく議論をつめてあるが、と述べられた。

新大統領はじめに對し總理訪米の際に

電報

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

予想文の子討議項目としては中瀬、小笠原  
問題、地域経済協力、通商関係及び安全保障  
体制等が考えられよう。ラモンソン大統領か  
らも佐藤総理の訪米に大きな期待をかけて  
お待ちしていようと伝えるよう命ぜられたと  
述べ会談を終つた。

お見込みにより関係公館に転電ありたい。

(3)

極秘

大臣補

次官

近藤外務審議官

北米局長

参事官

北米課長

沖縄問題の内情  
サハーレン参事官の内話

昭和42年7月18日

米北駐在

7月19日在京大使館サハーレン参事官(7月19日  
帰化帰国予定)より、①北米課長に行動電話を  
て、2. 自分が「アリ」の取扱い難れ丸向毛在帰國  
予定が、約9日前に、1. 不良言ひ語した=七五西子

この二点で「アリ」たる。(同7月19日午後9時頃  
が行鶴継(た。)の電話口に接する。

記

1. 7月15日9沖縄問題の内情三木大臣  
担当ソレ大任ヒト会議9中2. 一ノ輪ヒテモト

対応、大臣が「アリ」エトナ戦争の継続中は、  
沖縄返還は困難であると述べられた。

GA-6

外務省

2. 2. 二つの趣旨は、(1)「アリ」戦争中は、  
米側(3)ホーリー施政権返還は困難である

こと、(2)「アリ」戦争中は、日本の内政  
上、沖縄基地の利用を認む困難である

施政権返還の手配は大本営に、(3)ホーリー  
こと、(3)他の何ら特別の意味がある場合、如何

「アリ」。  
(駐在)、大臣の趣旨は、返還を認めない

米側筋が強調し、アリエトナ戦争中の沖縄の  
地位変更は困難であると説明する構図を得て

11月27日、主として米側の立場を考慮して述べられ  
たものと思われる。(駐在)、大臣の2. 施政権返還

1. 或る程度既に行動を取って、  
見方から進歩的とされるが、本件も既にアリエトナ

GA-6

外務省

四之江

ミクシング大便は、二大症の抑鬱症の言葉の解釈

如何办？施政权应置何处？对于日本的  
殖民地人民而言，实行“三权分立”，大权

ヒヒイ. オレゴ. 日本の内政上の態度から、三木大臣も、ゲーリー大尉も、実施政権に反対を

push(左)の左端と判斷して3。左端で  
左、左端真意が、もはや半側の困難を考

應該是“個人的”或“私人的”，個人的在英文裏叫“private”，私人的的clarification是：

されど二ヒガニもまじいと考え子。

2. 9月14日戰爭終了時期はいつ見通  
（6）全く立たず今日日本政府が（）  
（）

十七號文章中把现状維持者也正直得在“比”

結果を打出して「是れでは該得力を次ぐニとヒ  
トス。日本政府にて仕むるゝ、現在

ゲルトナム戦争より開戦し、沖縄の基地を累して各種機能を検討し、年々改良されて

より本機能は、日本側の施政権下では“容認可能で”あり、“それが”容認不可能で

あることを明白にすることになったアーローネが、  
それがどうでござるか。 ~~アーローネ~~ もとより、アーローネは上り  
昇る、同様に、アーローネが下りる。

2. ~~自分~~ 戰争の神羅の役割) の中  
 で、KC-135

給油機 153 B-52 1=約 7.8 給油 2" 13 分。  
約 9 (三分)、弾艙基地 89 蘭重 1=7.12 17. 吉子

5月白金合鉛(1-2-48協議)降半割上り  
提示レターパーク-1番支2113。支取レターパー

5

は、沖縄を守るために戦争との関連性を強調し、日本完全な勝利のための資源を多く持つ。

核兵器は（関係する）理由で防ぐべき部分を削除した上で、沖縄を守る

ための戦争の実力と後割りの2つの facts

は、それが“盡る”こと。古くは、第1回、沖縄がかかる後割りを継続するか否かの問題であり、向題であるが、なぜか、your judgement

is as good as ours である、米側の反応

は、それは何問題ではない。

3. 在京米大使館は、たゞ2年～3年前から、  
沖縄は、日本政府の容認を得て支局を設立

併存し得るヒトテーゼを強く打ち出し、  
沖縄が日本と併存し得ること、即ち、

GA 6

外務省

6

日本本邦が在華政権下に入ったときに備え  
2. 沖縄、小笠原を保持するところの方々

が、所以を強く米国政府の各方面  
に説得し、この方々は、大体米国政府内

に接続してお見えて、また軍事的  
重要性があり、古くから“そこ”は必ず存在して

いるのである。たゞ1つだけあるとあり、  
軍事戦略上、絶対不可欠とされるべきはなし。

ところに軍事戦略上、は冗長性  
されどあり、1つは軍事機能1つ、2つ重複

の代替可能性が計算されてるが、並例  
である。

以上を総合すれば、自分の判断では、日本側  
が、沖縄は“乙”として“ヒト”を強く決意

GA 6

外務省

し、それが push する場合、基地の安全撤出は  
 せず、安保条約下の基地付帯権はせず。  
 行って米側は必ず従うはずである。米国  
 といつて「日本が沖縄方面、聖地を迫られ  
 る場合、日本はどうぞ従うからです」と、  
 自分なりに、日本政府は必ず自ら気が  
 (沖縄はそこ)  
 つけるところ以上で強い立場で日本と判断  
 (2/18) せん、日本が施政権回復は  
 障し、基地の使用につけて譲り条件は如何  
 かと、それがどう、沖縄の軍事使用が  
 減少し、それがどう日本自身の安全は影響  
 するかであります、されど、何要求が如何か?  
 フランスの最近の政策(米側の見  
 つけ方)が、日米関係に何らかのpercussion

8

互反応しえる二つの立場であります、当然、  
 当然計算に入れられるべきであります。

4. (米・日との条約(米側重)、沖縄の施政権  
 は必ず付ける場合、議会の反対は予想されながら  
 と算出したもの)

もし、行政府部内が割れての場合は如何、  
 議会の動向は、危険な立場です。これが、  
 総合参謀本部の意向は civilian to overrule  
 (たゞ場合には、議会が制限を支障する)

「これは必ず従うべきです。だから、沖縄  
 は必ず付ける場合、現地の最高責任者は必ず

パンガー、シャーペーなど程めて reasonable な  
 人達であります、彼等の意向は当然 総合参謀

本部によると尊重されるべきであり、行政府部  
 内が割れ、議会が問題が大きくなることは

おひと見じ。

5. 以上述べたところも分かれば、沖縄の問題の解決は、必ず簡単ではないことは、今年も沖縄は戦略上重要であると言ふ點は承認する所である。  
自分も認識(2通り)、やはり相当の時間かかるからと思ふ。自分が、ジラソツン大使には

上げた最後のメモ、沖縄・山喜原の根本問題について多く行くことはよくある。

云ふが、既に雲々上り出(2月8日)たる2  
大使館(2月8日、さわめて平行して地上)の問題。

すなはち、旅券等の問題、船舶係船等の問題、沖縄汽船の保護等の問題を審査院不承認

で、それが問題の始まりである。

## 注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
  2. 本電の主管変更その他については検閲班連絡ありたい。

電信寫

外事政務大臣官審次

總番号(T.A) 27461  
67年7月11日20時30分 72-1  
67年7月12日12時02分 本

主  
米

## 外務大臣殿

下田 大使 临时代理大使 総領事 代

## 本使パンディー会談（おきなわのおがさわら問題）

第1820号 暗

10 日本使パンディー国務次官補を往訪。本日の訪問は本国政府の訓令によるものではない旨ことわりをかつ日本いすれの政府もコミットしないフリーディスカッショの建前で会談したいことわつた上おきなむ。おがさわら問題につき話合つたところ要旨次の通り。

／本使よりおきなわ。おがさわらは日本領土中現実に地上戦闘が行なわれたゆ一の地域であり、終戦後は内地の間接軍政と異なり米軍の直接軍政下に入り、平和条約発効後も引き続き米軍政下に置かれたまま今日にいたつている。かつて対日講和条約早期締結の必要性を強調した際、ダレス、マッカーサーとともに歴し上かつて軍事占領がながく継続して成こうした例はないといったが、おきなわで終戦後20数年間軍政が継続し得たのは米側のモダレーションと住民の従順性のしからしめるところと思うが、今日のおきなわの事態はこのまま放置すれば日米双方にとり困難なトラブル発生の危険なしとするにいたつた。おきなわをめぐつて日米間にトラブルを發生せしめるがどときはそもそも日本をふくむ極東の平和と安

注 二

- 電信写  
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信

定に寄与せしめるため作つたおきなわの現体制設定の根本目的にもとるものであり、日本側が今日おきなわ問題の解決を緊要と考えるのはかくのごとき理由によるものである。米側はこの点いかに考えられるかとたづねたのに對しパンディは、その点については全く同感である旨述べた。

2、本使より最近ソウルにおけるサトウ・ハンフリー会談において來たるべきサトウ総理訪米の際本問題が日米首のう会談の議題となるべきこと、および日米双方の本問題に関する見解は MUCH CLOSE となりおる点が確認された旨の通報を東京より受けおるところ、右は ENCOURAGING な情報であり、日本側としてはそれより先き 9 月のミキ大臣訪米の際にも当然この問題を取り上げたい意向であるが、本件を取り上げる右のタイミングについては米側にも異存ないものと思うが念のためご都合を承知したと述べたところ、パンディはミキ大臣訪米の際本件を取り上げられるにつきもちろん米側としても異存はない旨述べた。

3 本使よりミキ大臣の訪米は既に2か月後に迫りおり、速やかに地ならしに着手する要あるところ。本来なら問題の提起者たる日本側から解決案を提議すべきすじ合いであるが、現在日本政府としてはいまだ結論を出すにはいたつていないとよつて本件につき米側見解を打しんするよう一般的訓令を

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

受けおる本使としては私見を述べて打しんのきつかけをつくる以外方法がなく、従つて以下に述べる所は本使の全くの私見である旨断つたところ、同席のペーガー一次官補代理は（イ）日本政府の案はできていないとしても外務当局の試案があるのではないか（ロ）ミキ大臣来訪の際には日本政府の案をけい行される予定であるかとたづねたので、本使より（イ）東京出発前外務当局は試案作成に着手していたが、同案ができたか否かは承知しない（ロ）については現在のところなお予測し得ない旨述べておいた。

4. 本使より左よく分子は別とし日本の責任ある政治家および当局者のうちで現在の国際情勢の下におきなわ施政権の無条件全面返かんをとなえる者は、人もおらず、問題は基地の存在は認めつつ、いかにしてできるだけ早期かつ広範囲の施政権の返かんを実現するかの点にしばられてきており、この点については大別して2つの方式が考えられている。すなわち（イ）縮少、整理した基地に対する施政権は米側に残し、基地以外の地域の施政権を日本に返かんする案、および（ロ）基地をふくめ全地域に対する施政権を日本に返かんするが、基地に対しては自由な使用権を米側に認める案がうかび上りつつある旨述べ。

5. 前記（イ）については実際問題として軍民双方の社会生活の入りこんだ現地において基地とそれ以外の地域の間に

(3)

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

明確な分界線が引き得るか否か疑問である上、縮少されたとはいえ基地にいぜんとして米側の施政権が残る点に難点が認められるため最近では（ロ）案に対する支持者が増加しつつあるように認められるところ、米側としては前記2方式のうちいずれが P R E F E R A B L E と考えられるかとたづねたところ、パンディはその点はびみようであるので今独断で意見を述べることを差しひかえさしていただきたいと答えた。

6. パンディは教育施政権の返かんを求めようとする意見はドロップされたのであるかとたづねたので、本使より施政権の一部たる行政権のそのまた一部たる教育行政権のみを取り上げる考え方はこそてあり、不得策であるとの見地から取り上げるならむしろ施政権全体を取り上げるペレとの見解が有力となりつつある旨説明したところ、パンディは実は教育権のみを問題とされることは米側にとつても E M B A R R A S I N G であつたが、かかる考えが D I E D O W N して行くとすれば結構なことと考える旨述べた。

7. パンディよりおがさわらの取りあつかいについて日本側構想は固まりつつあるやをたづねたので、本使よりその点についての結論もまだ出ていないが、今日おがさわらへの旧住民の帰島をはかることは、また小さなおきなわ問題をおがさわらについて始めることに過ぎず、むしろ同諸島の施政権そのものの返かんを要請すべきであるとの考えが支配的となり

(4)

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

つつある旨説明した。パンディはさらに日本側はおがさわらとおきなわといずれをゆう先的に考えおるかをたづねたので、本使より両者は平和条約第3条により同様の取りあつかいを規定されたものであるからこれを同列に取り上げ然るべきものと考えられる旨。またミキ大臣訪米の際も両者を同時に取り上げられるものと予想する旨述べた。パンディは然らばなぜおがさわらは今日まであまり問題とならなかつたのかとたづねたので本使よりおきなわがます左よく系の人々により取り上げられたのに対しおがさわらはおん健な保守系の人物によりせいかんに取りあつかわれてきたからであるが、最近革新系のミノベ知事自身が問題を取り上げるにいたり、がん來おがさわらは東京都に属する地域でもあるからいつでも爆発的に重大問題化する危険があるのでおきなわと同様おがさわらについても速やかな処理をはかる必要があると考える旨述べた。

9. パーガー一次官補代理はおきなわに悪影響を及ぼすとの見地からおがさわらを取り上げることに反対する意見も日本側にあると承知しているがいかんとたづねたので、本使より、かりにおがさわらだけが解決した場合(イ)これによりおきなわ自体の解決がち延しないか。(ロ)おがさわらのためましたしてもおきなわがさせいになつたとの感情をおきなわ住民がいだかないかとの見地から、おがさわらを後まわしにすべし

(外務省)

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

との意見があつたことも事実であるが、これは多数の見解ではない旨説明しておいた。

10. パンディはおきなわ問題といわゆる1970年危機と関係ありと思われるやとたづねたので、本使より1970年の危機なるものは野党側が主導することと、政府としてはそのような危機はあり得ずと考えおり、また右期日とおきなわとの間にはなんら必然的の関係はないと考えている旨述べたところ。パーガーは日本側は1970年以前またはベトナム戦争終了以前におきなわ問題の解決が可能と考えているのかとたづねたので、本使より少くともベトナム戦争の継続中米軍によるおきなわ基地使用の等しく認めるところであるが、ベトナム戦争の継続中はおきなわ問題の解決があり得ないとは考えていない。もとよりおきなわのREGIME変こうに関する協定ができてもその実施の完了までには相当の長期間を要することとなろうが、協定の調印自体はベトナム戦争の終結をまたず、また1970年のとう來をまたずできるだけ早期に実現することが日本側の強い希望である旨述べた。パンディより本日の会談は非常に有益であり、今後もこの種会談を継続したき旨の希望を表明し、本使より本日の会談はいずれの政府をもコミットすることなきものなる点につき再度念を押して会談を打ち切つた。

(3)

(6)

外務省

極 級  
無 期 限  
部 の 内  
号

牛 場 次 官  
立 機 外 交 事 官 S/C

北米局長  
参 事 官 Y2  
北米課長

沖縄、小笠原内閣に向うアーリスト  
ロジ 裁定官 国語

( 42. 8. 30 )  
半 北 渡 口

29日アーリストロジ 裁定官と懇談したところ、先手  
に述べたところ大変次のとおり、何等御参考まで。

1. パーネル委員会は自分のレベルでそれなりに10月2  
日より11月14日までの間にアーリストロジの意見を

が受け取るところがあると思われるところである。日本側は  
1月の空襲で scared hell out of us であった

が、その他のフォーマットが全くない。ジョンソン大  
統領は赤色空襲でワシントンに帰り、沖縄内閣

1967年 National Security Council に出席させ  
たところである。

外務省

GA-6

2. 施政方針意向図につけた米側の行動は、すばらしい。  
日本側の判断の材料となるべき十分な資料を提  
供しておきたい。ナハモジジョンソン大統領がどう  
考へておられるか確かである。

また、当面の内閣につけた、日本側から提案が  
なされた米側の行動と先ほどのジョンソン大統領が  
牛場次官と済会いた際申し上げたわけである。そ  
の時 济会いた Economic Committee が1971年  
ナハモジ在任米大統領に向け、多くの時間と  
かけ真剣に考へた結果である。

もし日本側が、以降、米側の行動をよくと  
りに受取、これらをどのようにしておけば、困った  
ことはある。

3. とにかく現在は米側の動きからしてタイミングが

外務省

GA-6

3  
要い。ラスク、マクナマラ等の内閣は、ハイフォンを  
爆轟せよといふ詫会す函等の声をもう抑えなかつた  
が、たゞ内閣に1筆とも完全に集中によつて、また、  
沖縄内閣につれて国内の考え方を、たゞ之内閣、マ  
クナマラが岸元代理に述べた考え方（しかも、これは  
彼個人の考え方であり、詫会交渉本部とは詫論にて、  
ことわざないかもしない）から、先日のプライス法審  
議に現われた一部下院討議の考え方より、ばらば  
らである。  
二中に對し、日本側からいは、たゞ之内閣は、先に、下院  
大まかにバンディーと沖縄内閣を詫されたが、大まか  
から種々具体には詫せられ、よくやくりそ  
ようやく  
たゞに氣をそらかれていたバンディーが、身を乗り出し  
た途端に、大まか、自分は本国からは一般内訓

4  
今も得たものだけれど、今日述べたのは私見であ  
るが、たゞ之内閣、バンディーは、何で思つたといつた  
形で、  
大まかに、大まかの私見では、バンディーの内閣は  
元十分に引き受けには不十分である。  
  
4. かへ事態は、日本国内に沖縄内閣が今狀  
況下にいかがなれば、期待が高まるほんとか  
氣に附く。しかし、中国内閣も同様、沖縄内閣  
に対する内閣が高まるほどと決して考え方か  
きくことはないから、たゞ之内閣は、本日公明堂の  
黒柳洋蔵と会い、沖縄内閣に内閣の立場が進  
歩するか、それをどうだかと尋ねたところ、たゞ、沖縄  
から帰った民社党議員に会った際も、民社党は  
米側が施政権選出につき flexible であるため

5

候を得ぬと言われた。

とにかく、米政府の様子（特に軍部）

が、何（何れかの場合）どうかは、日本側から聞かれて、大体は、そのうち（先導・後援）共同

で、起草や考へて、日本側から、は、より  
早く言つてもらわねば、（先導原理が大

いに何かを提起され、大統領との、何を拒否す  
るか、最も重要な事項も考へられないではな

**特**

注 意

機密

電信写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政黨外務官房	外務省	主合
務務	房	米長
次次		
監官官署審長		
電信写		
儀人計金領審		
文電領旅		
參資管		
調給厚		
ア参、東		
長總中西		
物米		
申移參南		
申住中		
政參英		
長西東		
近ア良		
經次副米二力		
參關歐		
總回近道ス		
參經諸體儀		
管政技諸經		
長國諸經		
參協規		
國參軍社專		
長政經科		
情內道外		
文景二		

電答号(1A) 38465  
67年9月27日24時00分 フィリピン省  
67年9月29日13時33分 発着

外務大臣殿 下田大使 臨時代理大使 総領事 代理

パンディ一次官補との会談（オキナワ・オガサワラ問題）

第2715号 暗至急（特密）

往電第2661号に關し、

（1）日本使パンディ一次官補を往訪し、オキナワ問題に關しミキ大臣のラスク・マクナマラ両長官との会談を通じ日本側としては米側の見解を極めて明解に承知し得たところ、本日おうかがいしたのは今回本使に一時帰朝方の訓令に接したもので、帰国する前に米側事務当局の責任者としての貴次官補の見解を再應確かめて置きたかつたからであると前置きの上、本件に関する現時点の米側のポジションは次の如きものと本使は了解する旨述べた。すなわち、

（1）米側はオキナワの施政権返かんを希望する日本国民の自然の願望に対してもこれを十分理解し、これに同情するものであり、かつて本件につき日本側と討議する十分の用意がある。しかしながら、現在施政権返かんについての米側の態度を最終的に表明しうるのはジョンソン大統領を除いては、何人もいない。

（2）米側としては施政権返かんに至るまでの過渡期の措置としては、

としては、例えば（イ）住民の自治権拡大（ロ）オキナワの経済開発（ハ）住民のふくしの向上等の問題について日本側と十分協議する用意がある。

（3）小がさわら諸島については、オキナワと関連する問題の一部ではあるが、同諸島の軍事的重要性がオキナワに比し軽微であるため、その取扱いはオキナワのそれよりは比較的容易であり、従つて現時点において、より進んだ米国政府の決定がなされる可能性がある。

以上が自分の得ている個人的印象であり、帰国後日本政府にこのラインで報告したいところ、もしこれに誤りがあれば訂正願いたいと述べたところ、パンディ一次官補は貴大臣の述べられた以上（1）（2）（3）の印象はことごとくO O R B E O Tなものであると述べた。

2、更に本使より、日本側の立場については三木大臣が訪米の際米政府首のう者に述べられたことに何等付加するものはないが、次の諸点は日本側にとり最も重要なことであるので、この際貴次官補に念をおしておきたい。

すなわち、

（1）米政府はすでにケネディー大統領時代に、国際的緊張が緩和されるならばオキナワの施政権返かんが可能となるべきこと及び米側としてはそのような日が一日も早く来るこ

-2-



注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

とを希望するものなることについての意思表示が行われているので、サトウ総理の訪米の際にこれと同趣旨の見解の表明がくり返えされるだけでは不十分である。更に一步進んだ意思表示、すなわち、国際的緊張が緩和される前においても、オキナワの施政権返かんを実現せしめる方向において一步進んだ意思表示がなされることがん要であることを

(2) 前記(1)はオキナワ施政権返かんに関するFUNDAMENTALな点であり、前記(1)、(2)の中間的措置がこれに代るものとなつてはならないことを、すなわち後者のために前者があいまいにされてはならないことを

(3) 日本側としては、オキナワ本島についての前進度合いが余り大きなものとなり得ない場合においても、少くとも小笠原諸島については施政権返かんについてのCLEAR CUTな声明がなされることを強く希望するものであること

の三点が最も重要なことをめい記しあれたい旨述べたところ、パンディー一次官補はこれらの点が日本側の最も重視される点であることは、既によく承知している旨述べた。

3、次いで、パンディー一次官補より、自分としては貴使の言われたことに追加することは特にないが前記(1)及び(2)に



注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

関連して注釈的な事項を御参考までに申し上げたいとして。

(1) オキナワ施政権返かんの FUNDAMENTAL な問題に関連してあるが、米国政府としては(イ) オキナワにおける基地の自由使用 (FREEDOM OF USE OF THE MILITARY BASES) の問題及び(ロ) 核の問題 (NUCLEAR PROBLEMS) が実際的見地からして (PRACTICAL ISSUE として) や張り重要視せざるを得ない。

(2) 米側としては安全保障問題 (SECURITY ISSUE) の取り扱いが機びてあり、この問題については、公然と DISCUSS できない面があると同時に、逆に議会、新聞等を十分なつ得させるための公けの説明をしなければならないという両面があるので、この問題の取扱いにはじん重を期する要がある。

(3) 米側にとつては本件処理の時期的要素 (TIMING ELEMENT) が重要である。この要素はまた日本にとつてもまたオキナワにとつても重要であると思われるが、特に米国にとつては大統領選挙を明年にひかえているとの事情があるところ、元来米国には長期にわたつて米国をこう東する極めて重要な対外的約束は大統領の在期の末期に行なうべきものではないという憲法上のかん習があるが、オキナワの施

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

政権返かんを約束することはまさに極めて重要な对外約束に該当することを特に指摘せざるを得ない。

(4) 従つて貴使の述べられた通りこの問題については現在米政府内においてジョンソン大統領以外にはだれも最終的に意思表示をするものはいないわけであるが、同大統領といえども本件について何らかの具体的措置 (REAL MOVE) を PUBLICLY AND FIRMLY に述べることが出来るかどうか自分個人としては疑いなきを得ない (DOUBTFUL) と述べた。

よつて本使よりただ今貴次官補の述べられたことは重要な参考資料となるのでこれをそのまま本国政府に報告するが、最後の点について今直ちに明解な形でコミットを行うことの困難性についてはミキ大臣訪米の際に感得されているところであるが、例えば総理訪米の際に発せらるべき共同声明中にケネディ一大統領時代よりも更に一步進んだ内容を記載することは必ずしも不可能ではないと思うが如何とたずねたところ、パンディ一次官補は自分は DOUBTFUL という表現を用い、問題が非常に難しいことを指摘したけれども、決して IMPOSSIBLE と言つていう訳ではない。共同声明において日米双方の満足のゆく表現を見出しそれを記載することは外交技術上の問題であり、当然行なうべきことであるから日本側と十分協議し、協力することと致したいと述べた。よつて本使の思いつきとして総理訪米も迫りつつあ

外務省

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

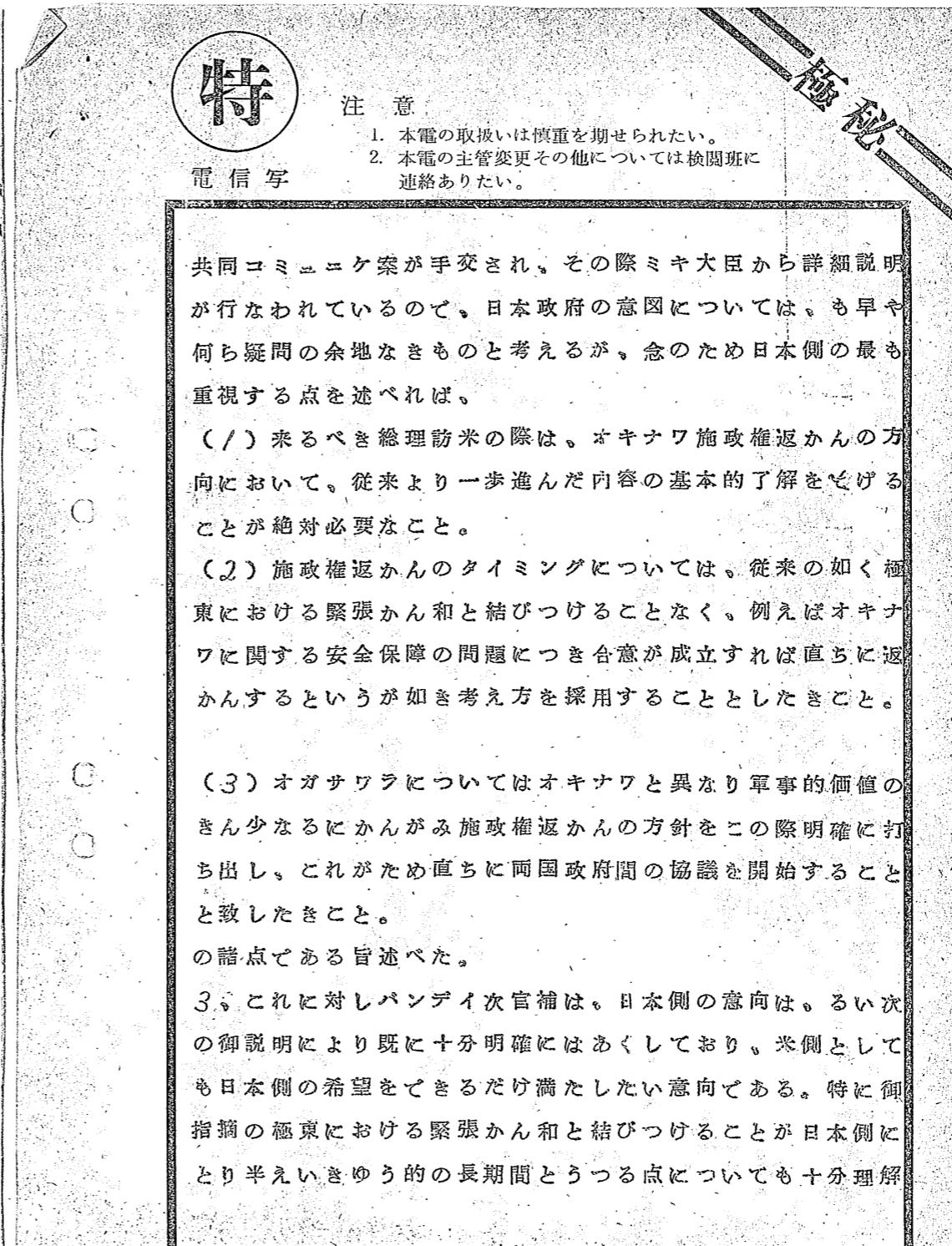
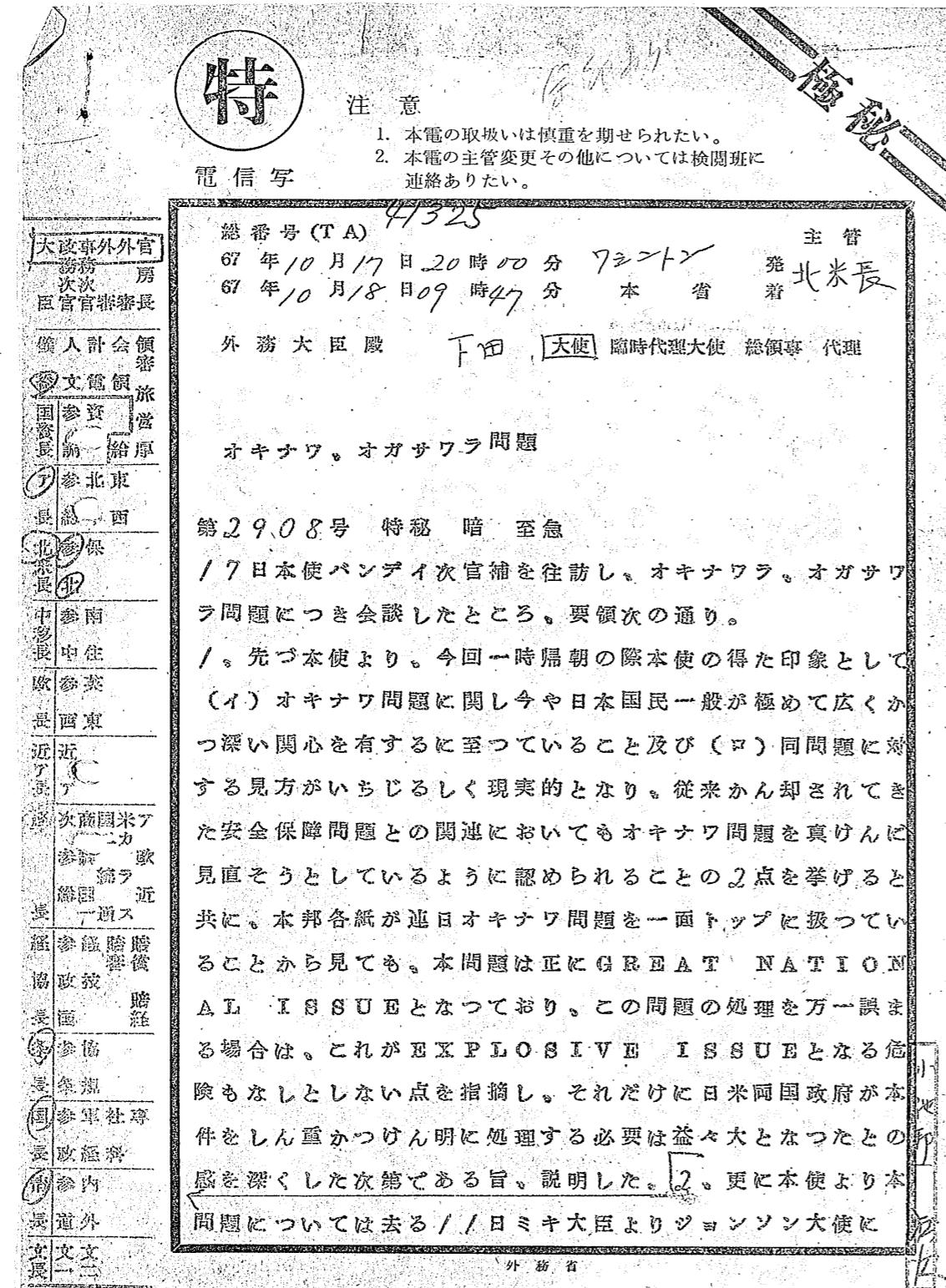
電信写

るので、この際訪米のもつとも最後に来るもの、すなわち共同声明作成についての協議から双方事務レベルで準備を始めることとしては如何。もし米側がこれに賛成ならば、帰国の際本国政府へ進言したいと述べたところ、パンディ一次官補はそれは良いサセスチョンであり、かかる方法で極めて困難な問題を解決し得た例もあるので、貴使のお考えに賛成すると答えた。

(3)

-6-

外務省



特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

き有する積りである。かかる見地より過日の日本側コミュニケ案を検討した結果、取りあえずのコメントとして、次の諸点を仄/6日ジョンソン大使に電報したので近日中に同大使より日本側に伝達されることとなるものと考える。

(1) 日本案中オキナワの施政権返かんに関する表現は、いささか強すぎて (TOO SPECIFIC) 米側としてはのみににくい。その FIRMNESS と TIMING の二つのかく度からして余りに強すぎるので、これを今少しかん和 (TONE DOWN) した表現に変えていただきたい。

(2) オガサワラに関する部分についてはこれをオキナワと切り離して、その施政権返かんにつきより明確な表現を用いることに同意しうるが

(イ) それにしても日本側の表現は余りに強すぎるのでこれをいま少しかん和していただきたい。

(ロ) ニオウ島については、その特殊な地位 (PARTICULAR SITUATIONS) にかんがみ SLIGHTLY DIFFERENT な表現を用いることと致したい。

(ハ) 施政権返かんを保留するとの意味かとたずねたのに対し、然らず。ニオウ島については特別の考慮が払われるべきことを BY IMPLICATION で示されれば十分なる旨答えた。)

(ヘ) オガサワラ諸島が日本政府の施政権下に帰る当然の旨

極秘

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

果として、日本の防衛線が延長され、これに伴い日本側は ADDITIONAL MILITARY RESPONSIBILITIES を引受ける用意ある旨日本政府が声明されることが望ましい。（かかる声明をコミュニケ中にうたうことと希望されるのかとの問い合わせし、かかる声明が別個に行なわれ、それを間接に引用するだけでも HELPFUL であると答えられた。）

(3) なおオキナワ、オガサワラ以外の点に関する米側の希望としては、

(イ) アジアにおいて益々増大した日本の政治的、経済的役割を一層明確 (MORE SPECIFICALLY) に記載されることが望ましい。

(ロ) ヴィエトナム紛争に関する日本政府の見解（過日の日本協会におけるミキ大臣演説中に示されたる如き見解）を一層明確に記載されることが望ましい。

(ハ) 國際収支改善のための協力の問題についてもコミュニケ中に触れることと致したい。  
旨述べると共に、

4. 米側としては現段階において日本側コミュニケ案に対しラスク長官のレベルで YES OR NO を言い得る立場にはないので、以上は外務省事務当局としてのコメントに過ぎない。しかしこれに基づきできるだけ速かに日本側と詰合いで重ね、サトウ総理訪米前になるべく話をにつめておくこと

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

極 秘

が有益と考えたので、昨日ジョシソン大使にその趣旨の訓令を発した次第である旨述べた。よつて本使より、上記米側コメントに対しては、直ちに日本側の立場を述べる地位にないが、ただ日本側としてもコミュニケーションの当初の字ぐに決してこうでいするものではなく、要は前述の基本的な方向が打出されれば差し支えない訳である。米側コメントは CONSTRUCTIVEなものと認められるので、これに基づき東京で日米間の詰合が継続されることは極めて有意義と考えられる旨述べておいた。

(3)

-5-

次官  
北澤防衛  
北澤復興  
(海軍)  
外務省

## 極秘

沖縄、小笠原諸島に関するバーゲン国勢次官補代理の件話

昭 42. 12. 8

近藤外務審議官

11月29日ハ一ノ一ノ國勢次官補代理は本官の宣傳に対する

次のとおり内閣に申告する。

1) 沖縄、小笠原諸島問題について、佐藤總理訪米の

約12ヶ月前から自分とスナイダー日本外長との間で検討を

始め、本年4月頃には一応パンチ次官補以下の草稿当局

position paper が調整された。その1月 12. 3回 paper

三書面直し、その間の又十数回の苦心は大変なつづきだ。

2) 5月、日米保協議及以下田の政策企画委員会開催

議論、安全保障問題及びアラブ問題に関する

日本側は一般的の立場を知り得たことは深くない

依頼を進める上における有益な出合。

3) 三・徒 国勢省等と事務レベルでの連絡調整が

進みテ、6月にはラスク国勢長官及ムーケナマテ国防

長官まで上級の検討が行われた。この間マクナマテ

長官は most helpful をおつた。そして 7月、日本の申入れ

が7月頃からジョンソン大統領の "education" が終められた。

4) 小笠原諸島に対する大統領 final decision が下された

5. 佐藤總理訪米三週間前であった。沖縄12月12日

具体的にコントローラー達は云々云々が最初からの方

針であつたが、日本側の希望に沿うて meet するが問題

1) 最終段階まで大陸領の攻撃不得手なが如き。

5) 個人的見解云々が、ベトナム戦争が終結すれば、

沖縄問題について日本側との交渉が容易となると思う。

6) 米国が5月在巨大官僚機構をもつて國公出、沖縄、小

笠原、問題の如き重要な問題の処理以降八月日の準備

期間主要な工作（今回の最終的な見方）日本側に

より余裕を欲しき。

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

大政事外務官  
務次官  
臣官審査長

人計会  
文電領  
參資  
調  
參北東  
援  
總中西  
米  
參  
中住  
歐  
參英  
長  
近  
ア  
長  
經  
次商國采  
參調  
統ラ  
總國  
近  
長  
通ス  
經  
參經賃  
賃  
政技  
長  
國  
外  
參  
國  
參軍社  
長  
政經科  
參  
良  
外  
文  
長

総番号(TA)25/917  
67年6月30日20時30分 フィントン  
67年7月1日09時37分 本省  
発着(本北)

外務大臣殿 下田(大使)臨時代理大使 総領事 代理

おきなわにおける当面の諸問題についてのステイダーハン日本部長の内話

第1723号 暗

30日ステイダーハン日本部長は当地出張中のエダムラ北米課長に対しおきなわにおける当面の問題について私見なりと断つた上。次の通り語った。

1. 自分としてはおきなわにおけるいわゆる人権問題を協議委員会で取り上げることには消極的であり。後を向いて欠かんを取り上げるよりも、前向きに日米協力し得る分野で各種の措置をとることを考えるべきであると思う。施政権返かんが実現するまでの間にあつては米国政府が法律的な責任を有するが、実際上の行政について日本政府が関与し政治の分野ではおきなわ民主党を事実上自民党が後見し援助するという方式で進んではどうか。具体的には例えば日米両国の専門家が教育、社会ふくし等の各分野（労働等については若干問題があるが）において本土とおきなわとの間の法制をCOMPATIBLEかつCONSISTANTにし、さらに保険等については事実上的一体化を図ることの可能性について協議。可能なものは本土とおきなわ

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

わにおけるそれぞれの立法措置をとることが考えられよう。この立法措置の段階からおきなわ実施の段階で日本政府の行政専門家がりゆうきゆう政府に対するアドバイザーの役わりを果すが、アドバイザーをこうきゆう的にりゆうきゆう政府の機構に組み込むことにはおきなわ側からの抵抗があると予想されるのでないしもカ月程度のりん時の技術援助的な形式をとることが望ましいであろう。

2. (当方より大すじの考え方については同意であるが、これを実行するためには民政省の中にある施政権さん食に対するさい疑心を払いし、日米当局間に相ご信頼を確立する必要があると述べたのに對し)現在のアンガーカーベンダーというおきなわの指導体制は極めてゆうしゅうかつ意よく的であり、アンガーも上記のごとき考え方について自分と同意見である。今後の進め方についてはまずカーベンダーがしばらく滞在したあと東京に赴きこの問題を日本政府と協議することとしてはいかがと考えている。ステイダーハンがそういっていた等といつてもらつては困るが、自分の考えでは次回の協議委員会では上記のごとき日米協力体制の整備の問題を取り上げることが望ましいと考える。さらに經理訪米の際のコミュニケーションでもおきなわについてはこの線を強く打ち出すことにより日米両国当局者間の信頼の確立と意思統一をやすく立てることが考えられる。

3. (当方より本土・おきなわ間の免許、資格の統一化と

外務省

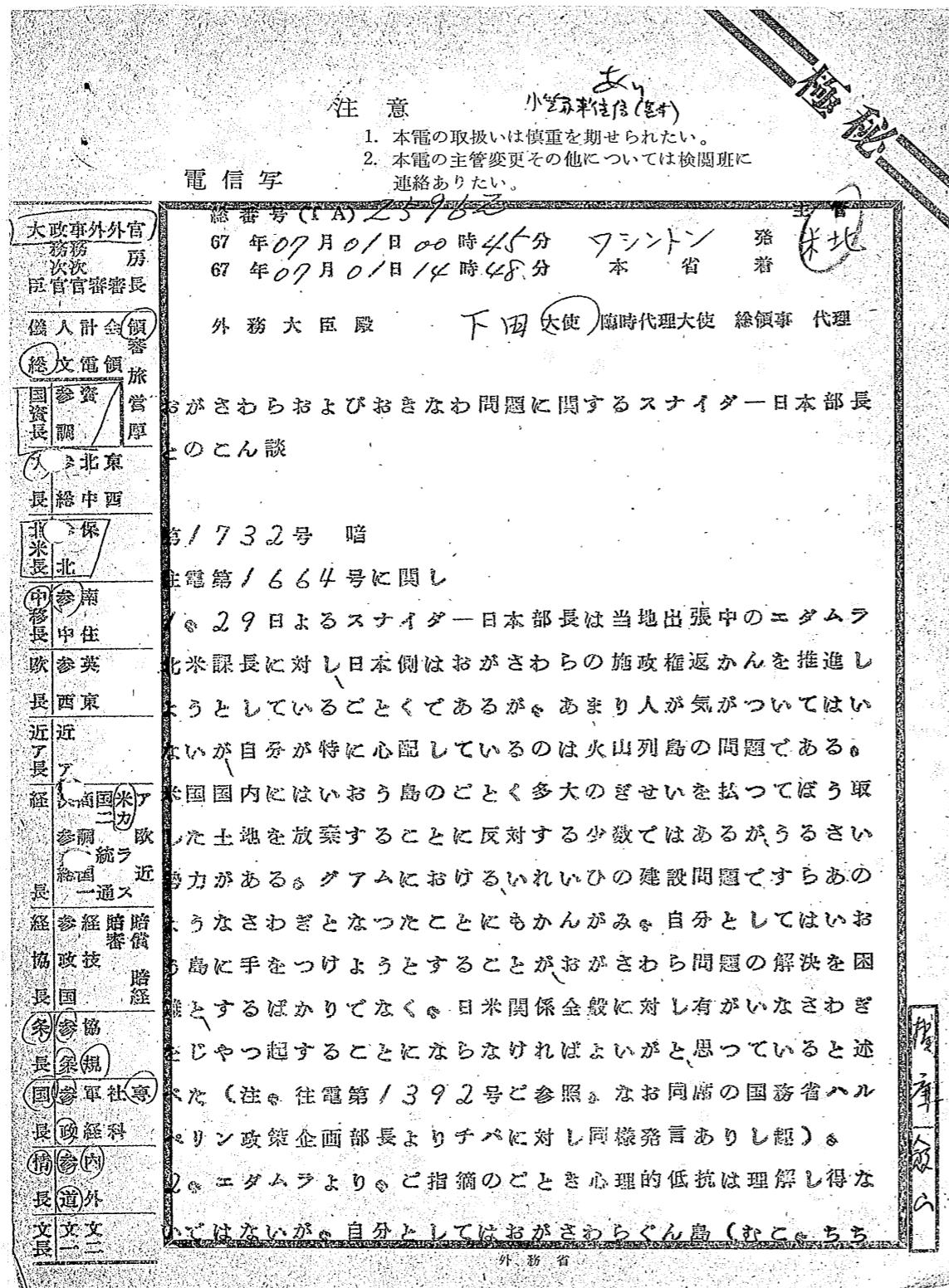
注 意

- 電信写
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
  2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

生存者じょくんについての検討を行なつてあることを説明し協力を求めたのに対し免許。資格の統一は上記の自分の考え方と合致するものであり。原則的には結構だと思う。生存者じょくんについてはまだ報告を受けていないが、米国内の日本人もじょくんされておりよりゆうきゅうは民政府の機関であると同時に日本人たるおきなわ住民の自治機関であるのでりゆうきゅうに対するサービスもこう續と考え得るとの貴見は承つておき、自分としては前向きに考えたいと思う。

(了)

3



注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

はは3列島)と火山列島を分離して取りあつかうことには反対である。おがさわらぐん島のみの分離返かんはいおう島におけるかつ走路の存在をふくめ、火山列島がおがさわらぐん島に比して高い戦略的価値を有することを表面上の理由とする事にならうが、これはあまりOONVINGINGでなく、人々はやがてそのはい後にある眞の理由に気がつくにいたるであらう。過去の戦争の記おくの故に返かんができないということはそれ自体不ゆかいかつ不合理なことである。然ならず、いつになれば返かんされるのかの見通しが全く立たなくなることとなり、日本国民は到底納得しないであらう。また米国内の少数勢力の主張に今くつぶくすればいおう島についてのかれらの感情はそん重きべきことを日米両政府が承認したかのとき結果となり、今後かれらがそれを主張として当然視することにより将来における返かんは一層困難となるであらう。かくては日本にとつては火山列島のいきゆう放棄に近い状態になることをおそれるものである旨述べておいた。

スナイダーは自分は必ずしもおがさわらぐん島のみの分離返かんを主張するものではない。また反対勢力がどの程度實力たり得るかについても確めたる見通しを持つているわけはないが、おがさわら問題を考える場合に日本政府が米国

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

極 秘

間の一部にあるいおう島に関する特別の感情に留意されることを望むものであり、これは日米関係全般についての P U B L I C R E L A T I O N S の問題でもあると述べた。エダムラよりとの点についてのご注意はあり難く、今後じゅう分留意することとしたが、P U B L I C R E L A T I O N S であれば、その次元で対処することを考えればよく、例えばおう島になんらかの記念碑を建てるとか、米国の旧軍人や一族のいおう島訪問に日本政府がべんきを供与するとか、が考えられるのではないかと述べたところ、スナイダーも I N T E R N A T I O N A L M E M O R I A L のときは一つのアイデアかも知れないと述べていた。

さらにスナイダーはおがさわら返かんはおきなわ返かんに対する圧力のけい減に役立つだろうが、むしろこれを強めることになるのではないかと述べたので、エダムラよりおきなわについては広い視野からの問題解決につとめるべきである。それを単に圧力のけい減とか、施政権返かんの時期の引のぼりの観点から考えることにとするものではないが、おがさわらの返かんを米国政府の誠意の具体的な証きとして、また、平和条約第3条地域の問題が日米協力のむくの中で解決し得ることを示す前例として利用することはできるのではないかと思う旨答えておいた。（注、同席の陸軍省おきなわ担当補官フレイマスよりもテベおおよびエダムラ課長に対しそ

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

極 秘

れぞれ上記スナイダーと同様のことと述べていた）。

スナイダーはおきなわ問題を広い視野から考えるという場合にはおきなわの局地的な問題、すなわち、核兵器の持込み問題をふくむ米軍基地の機能の維持の問題その他地域的な問題がある。地域的な問題とは米国がアジア地域において現在負っている過大な責任をどの程度日本が引き受けられるかということであり、日本の役割りが非軍事的なものたらざるを得ないことはじゅう分理解するが、日本が経済協力の分野等でアジアのはん榮と安定のためひやすく的に増大するこしきんを行なうことが可能であればわれわれとしては日本との協力関係の維持の重要性を米国議会や軍部に対し説明しやすくなる。それだけおきなわ問題の解決も容易になると思うと述べた。

(7)

(4)

外務省

特		密	
注 意			
<p>1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。          2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。</p>			
電信写			
<p>大政事外外官 務務 次次 房 臣官官審審長  儀人計会領審 総文電領旅營 國資調 資長 アセ北東 長總中西 北參保 良 中參南 移長 中住 歐參英 長西東 近 ア長 經 次六國米ア 二方 參調統ラ 総國近一通ス 經參經賠償 協政技賠 長國經 條參協 長規 國參軍社專 長政經科 情參內 長道外 文文長</p>			
<p>67年8月2日20時30分 ワシントン省 発着 67年8月3日09時13分 本省 着 米長  外務大臣殿 復之部 大使(臨時代理大使) 総領事 代理  オキナワ問題(スナイダー内話)</p>			
<p>第2022号 暗 特密</p> <p>2日スナイダー日本部長は他用往訪のサワキに対し自分は来るべき日米安保協議(本日受だくの訓電を発せる由。)に国防省ハルペリン及び統合参謀本部高級軍人と共に出席すると述べたので、(イ)当方よりちよう度その時期はジョンソン大使日本出発直前でもあり、貴部長訪問によりオキナワ問題に関する日本側申出への米側反応が示されることになるかと質問せるところ。(ロ)スは日本側覚書は非常に根本問題に触れるもので、最高レベルのしん重検討を有し、自分やハルペリン等事務当局はいい意作業を推進中だが、上層部の決定が何時どのようなものとなるかはまだ判らないので、今回の訪日に当つて果してどの位まで反応が示せるかが問題と思う旨答えた趣。御参考まで。(当方、チバ、先方プラウア一同席)</p> <p>ドイツに転電した。ドイツよりミキ大臣及びシモダ大使に御転達願いたい。</p> <p>(ア)</p>			
外務省			

特		密	
注 意			
<p>1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。          2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。</p>			
電信写			
<p>大政事外外官 務務 次次 房 臣官官審審長  儀人計会領審 総文電領旅營 國資調 資長 アセ北東 長總中西 北參保 良 中參南 移長 中住 歐參英 長西東 近 ア長 經 次六國米ア 二方 參調統ラ 総國近一通ス 經參經賠償 協政技賠 長國經 條參協 長規 國參軍社專 長政經科 情參內 長道外 文文長</p>			
<p>67年8月10日20時00分 ワシントン省 発着 67年8月11日09時10分 本省 着 米長  外務大臣殿 下田(○) 大使(臨時代理大使) 総領事 代理  おきなわ問題(スナイダー内話)</p>			
<p>第2097号暗 (特密)</p> <p>往電第2022号に関し</p> <p>10日スナイダー日本部長は日本側覚書に関する米側事務当局の作業は進んでいるが、この性質上ホワイト。ハウスに上げて決議を得なければならず一応中間的反応を8月末に出したいと望んでいるが、今の段階では全然見当がついていないので、来るべき安保協議で訪日の際には本件については殆んど何も申上げられないのではないかと思う旨チバに述べた趣。御参考まで。(なお、国防省ハルペリンは他の機会に米側態度に関する大統領の最終決裁は貴大臣訪米の後総理訪米に間に合うようになされる見込なる旨チバに述べたる趣) (3)</p>			
外務省			